

学校いじめ防止基本方針

酒田市立新堀小学校

1 いじめに対する共通認識

- (1) 「いじめはどの子にも、どの学校にもおこりうる」「いじめは絶対に許されない」という共通認識で対応する。
- (2) いじめの定義：ある児童に対して、一定の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。
- (3) いじめの態様：冷やかし、からかい、悪口、仲間はずれ、無視、ぶつかる、たたく、蹴る、お金や持ち物の強要、盗難、いやなことやはずかしいこと・危険なことの強要、パソコンや携帯電話での誹謗中傷
※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 いじめの未然防止に向けた取り組み

(1) 学校体制

- ①授業中や休み時間、清掃活動時など学校管理下内での校内巡視や日常的な児童の観察、「にっこりカード」の活用、「いじめ発見調査アンケート」を実施し、いじめの防止に対する意識を高めていく。
- ②全職員で児童の様子について話題にする場を職員会議の中に設ける。また、日常的に話題にできるような職員室づくりに心がけ、毎週行われる打ち合わせ時に情報交換しながら、確実に管理職へ情報が入る仕組みを整える。
- ③学校評価を活用したり、「いじめ防止対策に係る取組・点検表」を活用したりしながら、具体的な視点を持って改善にあたる。
- ④道徳科の授業や他の教科・領域学習の中で行われる道徳教育を活かし、命の教育や心のあり方に関わる指導を徹底する。

(2) 家庭・地域との連携

- ①家庭用「チェックリスト」を各家庭に配布し、児童の様子を把握してもらう資料として活用するとともに、学校側の相談担当を担任・養護教諭・教頭等誰でも気軽に話ができることをおたより等で伝え、気になる様子については学校へ連絡してもらうようお願いしていく。また、PTA三役の中に相談担当を依頼し、保護者同士で気軽に話ができる仕組みを設ける。
- ②インターネットや携帯端末などの使用についてPTA研修会を開催して学び合う場を設けたり、懇談会の話題にしたりしながら未然防止に努めていく。
- ③学校だよりや学年だより等を活用し、心配される情報等について提供していくなど、各家庭の意識向上を図っていく。

3 早期発見・早期対応へ向けた取り組み

(1) 早期発見について

- ①温かな児童理解を通して、子ども達の心の内面を探っていくようにする。（授業中や休み時間の声がけ、休み中の話題、ノートへのコメント等）

②児童の様子を多面的にとらえ、得られた情報を整理しながら共通理解を図っていく。

③教職員の危機管理能力を高める研修を実施し、資質向上を図っていく。

(2) 早期対応について

①「いじめ早期対応のための組織」を編成し、機能させる。

校内組織 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、 養護教諭、担任等
校外の関係者 PTA三役、学校評議員、民生児童委員、市教委、 警察（生活安全課）等

②正確な事実確認を行うとともに、指導体制と方向性を明確にしていく。

・被害児童への対応・・・保護するとともに、不安を取り除く

・加害児童への対応・・・痛みや苦しみへ寄り添いながら、解決の方向を一緒に考えていく。

・学年児童、全校児童への対応・・・正しい行動や勇気ある行動を一緒に考えていく。

・保護者や関係機関、市教育委員会との連携を図る

・・・具体的な対策を伝え、意見を求める。また、今後の対応について、協力を求めていく。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態への認識について

①「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
児童の自殺、心身への重大な傷害、金品等に重大な被害、
精神性の疾患を発症 等

②いじめにより、当該児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

(2) 基本的な対処について

①事実確認を正確に進める。(時系列に沿って、関係した人物や行為等を整理する)

②重大事態の事実について校長が市教育委員会へ報告する。(生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合は、所轄警察署へ通報する)

③調査は迅速かつ見通しを持って行う。また、調査を進めていくにあたっては、市教育委員会へ相談のもと、第三者の参画を得ながら公平性・中立性を保つことができるようにする。

④当該児童や保護者に対する情報提供は、調査結果の事実に関わる事柄について適切に行う。